

議会改革推進委員会 会議録

| | |
|----------------|---|
| 開催日 | 平成28年5月9日(月) |
| 会議時間 | 午後 1時30分 ~ 午後 2時52分 午後 3時00分 ~ 午後 3時44分 |
| 開催場所 | 第1委員会室 |
| 出席委員等 | [委員長] 清宮 誠 [副委員長] 小須田 稔 [委員] 敷根文裕, 平野裕子, 萩原陽子, 橋岡協美, 伊藤壽子 森野 正 [オブザーバー] 押尾豊幸 |
| 欠席委員等 | なし |
| 委員外委員 | なし |
| 説明のため出席した者の職氏名 | なし |
| 議会事務局 | [局長] 清宮勝弘 [次長] 橋口庄二 [書記] 村上一郎, 宮崎由美子, 齊藤雅一 |
| 協議事項 | (1) 請願・陳情の審査方法について (2) 次回の日程について |

【決定事項】

- (1) 議会の議題としない陳情の基準については、明文化することの是非について合意形成が図れなかったことから、「明文化すべき」「明文化すべきでない」の両方の意見を添えて、議長に答申する。
- (2) 「請願・陳情提出者からの趣旨について」及び「請願・陳情の採決理由の公表について」を、今後の検討課題として、議長に答申する。

【陳情審査に関する意見】

(1) 議会の議題としない陳情の基準を明文化することに関する意見

《明文化する必要がないとする意見》

- 議会の議題として相応しくない内容の請願・陳情の対応は、明文化されてなくても、その都度、議会運営委員会で適切な判断をすることができる。
- 議会の議題として相応しくない内容の陳情は、過去に1度しか提出されておらず、その際も、適切に対応することができた。
- 議会事務局が、提出者に適切なアドバイスを行うために、基準を明文化したほうがいいとの意見があるが、事務局で内容に関するアドバイスをしなくても、上程の可否は議会運営委員会が判断するので問題ない。
- 推進委員会の役割は、開かれた議会にすることなので、陳情者の権利を狭めることはすべきでない。

《明文化する必要があるとする意見》

- 基準を明文化しないと、その都度、議会へ上程する判断基準が異なることも想定される。
- 基準を明文化することは、予見性を担保することになることから、最低限の基準は明文化して公にするべきである。
- 議会事務局が、陳情者の提出者に対し適切なアドバイスをするためには、議会で審議するこ

とができない最低限の基準は定める必要があり、事務局の的確なアドバイスによって審議可能となる場合も想定される。

(2) 議会の議題としない陳情の基準の議長への答申について（両論併記で報告することについて）

- 議会改革推進委員会は、多数決で結論を出すのではなく、話し合いにより合意形成を図っていくことが目的であることから、合意にいたらない場合は、両論を併記して議長に答申すべき。
- 結論を出すことができないとしても、議会改革推進委員会で議論した内容を議会運営委員会に伝える必要があり、そのためにも、両論を併記し、議長に答申すべき。

(3) 今後の課題として、答申にいれるべき内容について

- 請願・陳情の提出者が、委員会での趣旨説明を希望した際、委員長判断でその可否を決定しているが、委員長判断だけでなく、提出者からの趣旨説明を制度化するよう検討すべきである。
- 請願・陳情の採択・不採択理由を明確に示すことが重要であり、そのためには何が必要かを検討すべきである。
- 議会運営委員会及び議会事務局が内容の確認ができるよう、請願・陳情の締切日を早めることを検討すべきである。

(4) その他の意見

《議長が推進委員会に諮問した趣旨》

- 形式が整っている陳情は、全て議会に上程し、議会としての賛否を明らかにしているいまのやり方以外に、いい方法があるか協議してもらいたいとのことから諮問した。議会運営委員の判断で、上程しないで執行部へ要望をだすことが可能なのかなどについても検討してもらいたい。

以上のとおり会議要録を作成し、ここに署名する。

委員長 清宮 誠